地域企業経営人材確保支援事業給付金

申請手続き等の手引き

－　第一章　共通　編　－

株式会社地域経済活性化支援機構

令和７年４月１日　版

Ⅰ．用語

この冊子において、

①「雇用契約等」とは、雇用契約又は委任契約（役員の委任に係るものに限る。）をいい、「雇用契約書等」とは、雇用契約書又は委任契約書（役員の委任に係るものに限る。）その他の雇用契約等の存在を確認できる文書をいいます。

「請負契約等」とは、請負契約又は委任契約（業務委託に係るものに限る。）をいい、「請負契約書等」とは、請負契約書又は委任契約書（業務委託に係るものに限る。）その他の請負契約等の存在を確認できる文書をいいます。

「出向契約」とは、企業と雇用契約等を締結している者が他の企業において就業するに当たり、当該企業とその他の企業との間で締結される雇用者等の労働条件等に関する契約をいい、「出向契約書等」とは、出向契約書その他の出向契約の存在を確認できる文書をいいます。

②「雇用者等」とは、機構人材リスト登録者のうち、給付対象企業と雇用契約等を締結した者をいい、

「受託者等」とは、機構人材リスト登録者のうち、給付対象企業と請負契約等を締結した者をいい、

「出向者」とは、機構人材リスト登録者のうち、給付対象企業と大企業との間で出向契約が締結されたことにより給付対象企業において就業することとなった者をいいます。

③「雇用期間等」とは、雇用期間、任期、請負期間、委任期間又は出向期間をいいます。

④「給与」とは、業務で果たした役割及び成果など、労働の提供に対する対価として事業主から定期的、かつ、確定額で支払われるもの等として機構が認めるものであって、当該額が雇用契約書等（委任契約書（役員の委任に係るものに限る。）を除く。）又は出向契約書等に明記されているものをいいます。

⑤「役員報酬」とは、定款や株主総会の決議によって定められた企業の役員に対して支払われるもの等として機構が認めるものであって、当該額が委任契約書（役員の委任に係るものに限る。）に明記されているものをいいます。

⑥「報酬」とは、請負契約等に基づく適正な成果物の納品又は労働の提供に対する対価として支払われるものであって請負契約書等に明記されているものをいいます。

⑦「給付対象企業負担金」とは、出向者の給与について、出向者が雇用契約等を締結している大企業が支払いを行っている場合であって、給付対象企業が当該給与相当額の全部又は一部として当該大企業に支払う額をいいます。

⑧「大企業負担金」とは、出向者の給与について、給付対象企業が支払いを行っている場合であって、出向者が雇用契約等を締結している大企業が当該給与相当額の全部又は一部として当該給付対象企業に支払う額をいいます。

Ⅱ．給付対象企業

本事業においては、給付金の給付を受けようとする地域の中堅・中小企業を給付対象企業と呼び、給付対象企業は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

○日本国内で本店の法人登記を行っている者。
○規程第５条の給付申請時の資本金の額又は出資の総額が１０億円未満、かつ、常時使用する従業員の数が２，０００人以下の法人（資本金又は出資のない法人については、常時使用する従業員の数が２，０００人以下の法人）。

なお、上記によらなくとも機構が適当と認める場合においては、給付対象企業となることがあります。

ただし、以下に例示するような者については、給付対象企業になれませんので、ご留意ください。

また、給付金の申請にあたっては、以下に例示するような者に該当しないことを「誓約」していただく必要があります。

一　機構人材リスト登録者が雇用契約等を締結している又は締結していた大企業の親会社、子会社又は関連会社。
二　発行済株式の総数若しくは出資の総額の二分の一以上が同一の大企業の所有に属している法人又は発行済株式の総数若しくは出資の総額の三分の二以上が大企業の所有に属している法人。
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団である者。
四　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者が所属している者。
五　破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者。
六　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者。
七　政治団体。
八　宗教上の組織又は団体。
九　官公庁。
十　特別の法律により設立される法人、独立行政法人、地方独立行

政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、その他国又は地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人。

十一　銀行、銀行持株会社、信用金庫、信用組合、農業協同組合法第１０条第１項第２号及び第３号の事業を行う農業協同組合並びに水産業協同組合法第１１条第１項第３号及び第４号の事業を行う漁業協同組合。

十二　その他機構が地域企業経営人材確保支援事業の給付の目的等に照らして給付金の給付が適当でないと認める者（グループ企業間での転籍など、給付金の趣旨・目的に照らして適当でない事由が認められる場合、人材紹介の過程で不当な行為が認められる場合又は給付金の対象となる雇用契約等、請負契約等又は出向契約に定める就業の開始日から起算して過去１年以内に労働関係法令に違反した者である場合等。）。

①上記の例示「二」の法人は、いわゆる「みなし大企業」のことであり、みなし大企業とは、企業規模の観点からは中小企業の定義に当てはまるものの、大企業である親会社から一定程度の出資を受けているなど、実態としては大企業である親会社の支配下にある企業のことを指します。資本金や常時使用する従業員数など外見面では中小企業基本法の条件のとおりではあるものの、実質的には大企業のコントロール下にあると考えられることから、本事業においては給付対象企業には該当しないという整理をしています。

②上記の例示「十」の法人は、いわゆる政府系法人を挙げています。社会福祉法人、医療法人、学校法人等はこの例示に該当しません。ただし、国又は地方公共団体からの出資又は出えんのある法人は、給付対象企業になりませんので、給付申請前に上記①と併せて株主状況をよくご確認ください。

（参考）各法人の例

特別の法律により設立される法人：日本証券業協会

特殊法人：株式会社日本政策金融公庫

認可法人：株式会社地域経済活性化支援機構

特別の法律により設立される民間法人：日本公認会計士協会

③上記の例示「十二」のカッコ書きについて、場合ごとに該当すると考えられる事例は、以下のようなものがあります。

※ 判断に迷う場合は、機構事務局まで事前にご相談ください。

○グループ企業間での転籍など、給付金の趣旨・目的に照らして適当でない事由が認められる場合。

・グループ企業内での、親会社から子会社への転籍。

・長期的又は定期的に出向・転籍その他の人事交流を通じて、既に当該大企業と地域企業との間で人の流れが生じている場合。

・給付対象企業からの求人申し込みに対し、金融機関等が、機構人材リストに登録されている自社の社員を地域企業へ仲介する場合。

○人材紹介の過程で不当な行為が認められる場合。

・大企業又は人材紹介の仲介を行う特定有料職業紹介事業者が、取引上の優越的地位を不当に利用して、当該地域企業に対し、人材の受け入れを求めていると認められる場合。

○労働関係法令違反者である場合等の「等」。

・例えば、過去1年以内に行政処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分に限る。）を受けた者、税金滞納者など。

Ⅲ．給付要件

給付金を受給するためには、下記１．に記載しました「すべての雇用形態に共通の給付要件」に加え、２．３．４．５．に記載しました「各雇用形態の給付要件」をすべて満たす必要があります。

例えば、
転籍型で雇用者等との契約を締結した場合の給付要件は、
１．すべての雇用形態に共通の給付要件　“一”と“二”
に加え、
２．転籍型の給付要件　“一”と“二”と“三”
を満たす必要があります。

また、給付金が給付された後であっても、引き続き給付要件を満たしていることが必要であり、給付要件を満たさなくなった場合においては、規程に定められた手続きにより、特定金融機関を通じて機構に対し状況報告を行っていただくこととなり、その結果、給付金相当額の全部又は一部の返還等を求めることがありますので、ご注意ください。

※雇用形態や契約形態により給付要件が異なりますので、ご注意ください。

１．すべての雇用形態に共通の給付要件

以下に掲げる項目については、雇用の形態を問わず“共通”する給付要件となります。

一　給付対象企業から当該給付対象企業の求人の申込みを受けた特定有料職業紹介事業者と機構人材リスト登録者の間において、機構が運営する情報システムを使用し、機構が定める特定の文言を用いてメッセージの送受信を行っていること。

二　雇用者等、受託者等又は出向者が給付対象企業の事業主又は取締役の３親等以内の親族に該当しないこと。

①上記の要件「一」にある「機構が定める特定の文言」とは、以下（次ページ）に列記する文言をいいます。

※ 特定の文言については、場合ごと、送信者ごとに異なりますので、ご注意ください。

※ 送信するメッセージの件名及び本文については、特定の文言を含んでさえいれば、それ以外の文言を追記していただいても構いません。

※ レビキャリでは「内定時」「内定承諾時」に画面上のボタンを押下することで、メッセージ中に「特定の文言」が表示されるよう設定されております。

A：特定有料職業紹介事業者から機構人材リスト登録者へのメッセージの送信時

【メッセージの件名に含めるべき特定の文言】
正式内定

【メッセージの本文に含めるべき特定の文言】
正式内定のご連絡をいただきました。

B：機構人材リスト登録者から特定有料職業紹介事業者へのメッセージの送信時

【メッセージの件名に含めるべき特定の文言】
内定承諾

【メッセージの本文に含めるべき特定の文言】
内定を承諾いたします。

②上記の要件「二」については、給付対象企業は給付申請書の添付書類として「誓約書」を作成し、機構に提出していただくことになります。

これ以降のページでは、各雇用形態特有の給付要件について、記載します。

２．転籍型の給付要件

転籍型の給付要件は、以下のとおりです。

一　給付対象企業が、
令和３年２月２５日から令和８年２月１４日までの間に
機構人材リスト登録者との間で、
令和３年２月２５日から令和８年３月３１日までの間に雇用期間等が開始する
無期雇用契約若しくは
１年以上の有期雇用契約を締結又は
役員として１年以上の委任契約を締結すること。

二　雇用者等に対して、１年当たり５００万円以上（一部地域に所在する給付対象企業と前号に規定するいずれかの契約の締結を行った雇用者等であって、当該雇用者等の年齢が雇用期間等の開始する時点において６０歳以上の場合については、４５０万円以上）の給与等を雇用期間等又は雇用期間等の開始から２年間のいずれか短い期間の間支払うことを約していること。

三　給付対象企業が、給付対象企業の雇用者等への給与等の支払状況について、金融機関等又は規程第３条第１７項第２号に掲げる者のうちいずれかの者との間で、当該者が当該給与等の支払状況を機構に報告すること及び当該報告のために必要な書類の提出を受ける旨の契約を締結していること。

①上記の要件「一」について、「１年以上」の有期雇用契約又は役員としての委任契約を締結することとなっておりますので、１年以上であれば、雇用期間等の長短は問いません。
なお、給付金の額は、給付対象企業の雇用者等１名につき、雇用期間等又は２年間のいずれか短い期間に雇用者等に支払われる給与等の合計額に１００分の３０を乗じた額（上限額：４５０万円）となります。
②上記の要件「二」の「一部地域」については、地域企業経営人材確保支援事業給付金申請手続き等の手引き－第二章　転籍型編－をご参照ください。
③上記の要件「二」については、給付申請時においては雇用契約書等に明記されていることで足りますが、雇用契約等締結後には必ず実行（支払）していただくことになります。

例として「１年当たり５００万円以上」であることの判定は、１年目、２年目それぞれで行います。２年目が１年未満の場合は年換算して判定します。

例１）１年目：500 万円、２年目：500 万円　⇒給付対象

例２）１年目：600 万円、２年目：400 万円　⇒給付対象外

例３）１年目：500 万円、２年目：6 か月（182 日）で 250 万円

⇒２年目を年換算…２年目の雇用期間に支払われる給与等の総額を雇用期間日数で除して、日数単価を算出し、その日数単価に 365（閏年の場合は 366）を乗じて算出します。

250 万円÷182 日×365 日＝501 万円

１年目も２年目も５００万円以上のため給付対象

③上記の要件「三」については、給付対象企業は特定金融機関との間で締結した「契約書の写し」を、給付申請書の添付書類として、機構に提出していただくことになります。

３．兼業・副業（雇用契約等）型

兼業・副業（雇用契約等）型の給付要件は、以下のとおりです。

一　給付対象企業が、
令和３年２月２５日から令和８年２月１４日までの間に
機構人材リスト登録者との間で、
令和３年２月２５日から令和８年３月３１日までの間に雇用期間等が開始する
３ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は
役員として３ヵ月以上の委任契約を締結すること。

二　給付対象企業が、給付対象企業の雇用者等への給与等の支払状況について、金融機関等又は規程第３条第１７項第２号に掲げる者のうちいずれかの者との間で、当該者が当該給与等の支払状況を機構に報告すること及び当該報告のために必要な書類の提出を受ける旨の契約を締結していること。

①上記の要件「一」について、「３ヵ月以上」の有期雇用契約又は役員としての委任契約を締結することとなっておりますので、３ヵ月以上であれば、雇用期間等の長短は問いません。
なお、給付金の額は、給付対象企業の雇用者等１名につき、雇用期間等又は２年間のいずれか短い期間に雇用者等に支払われる給与等の合計額に１００分の３０を乗じた額（上限額：２００万円）となります。

②上記の要件「二」について、給付対象企業は特定金融機関との間で締結した「契約書の写し」を、給付申請書の添付書類として、機構に提出していただくことになります。

４．兼業・副業（請負契約等）型

兼業・副業（請負契約等）型の給付要件は、以下のとおりです。

給付対象企業が、 令和３年２月２５日から令和８年２月１４日までの間に 機構人材リスト登録者との間で、 令和３年２月２５日から令和８年２月１４日までの間に雇用期間等が開始する ３ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、 契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬の金額を確定し支払うこと。

上記の要件について、「３ヵ月以上」の請負契約等を締結することとなっておりますので、３ヵ月以上であれば、雇用期間等の長短は問いません。

なお、給付金の額は、給付対象企業の受託者等１名につき、雇用期間等又は２年間のいずれか短い期間に受託者等に支払われた報酬の合計額に１００分の３０を乗じた額（上限額：２００万円）となります。

また、

◎「検査又は確認したことがわかる書類」については、給付対象企業が作成する書類であり、受託者等が請負契約等を適正に履行したことを給付対象企業において検査又は確認（給付対象企業において、通常、請負契約等を締結した際に行う作業と同様）したことがわかる書面（様式自由）

◎「報酬を支払ったことがわかる書類」については、例えば、給付対象企業が受託者等の銀行口座に報酬を振り込んだことがわかる書類や、受託者等が報酬を受領したことを証明する書類（領収書等）

を提出していただくことになります。

５．在籍出向型

在籍出向型の給付要件は、以下のとおりです。

一　給付対象企業が、
令和３年２月２５日から令和８年２月１４日までの間に
大企業との間で、
令和３年２月２５日から令和８年３月３１日までの間に出向者の雇用期間等が開始する
３ヵ月以上の出向契約を締結すること。

二　給付対象企業が、給付対象企業の出向者への出向者給与等又は大企業への給付対象企業負担金の支払状況について、金融機関等又は規程第３条第１７項第２号に掲げる者のうちいずれかの者との間で、当該者が当該出向者給与等又は当該給付対象企業負担金の支払状況を機構に報告すること及び当該報告のために必要な書類の提出を受ける旨の契約を締結していること。

三　給付対象企業の出向者が大企業との間の雇用契約等を継続していること。

①上記の要件「一」について、「３ヵ月以上」の出向契約を締結することとなっておりますので、３ヵ月以上であれば、雇用期間等の長短は問いません。
なお、給付金の額は、給付対象企業の出向者１名につき、雇用期間等又は２年間のいずれか短い期間に出向者に支払われる出向者給与等又は大企業に支払われる給付対象企業負担金の合計額に１００分の３０を乗じた額（上限額：２００万円）となります。

②上記の要件「二」について、給付対象企業は特定金融機関との間で締結した「契約書の写し」を、給付申請書の添付書類として、機構に提出していただくことになります。

③上記の要件「三」について、出向者が雇用契約等を締結している大企業から発行された「在籍証明書」又は「在職証明書」等を提出していただくことになります。
また、在職証明書又は在籍証明書について、レビキャリ会員登録申込時に当該証明書の原本が提出されており、その証明内容に一切の変更がなく、かつ、証明後３ヵ月を経過していない（ただし、年度を跨ぐ場合を除く。）場合においては、改めて提出していただく必要はございません。

以上